



令和8年度 入学料免除・入学料徴収猶予申請のしおり (学部・大学院共通)

(申請に当たっての注意事項)

1. 入学料免除・入学料徴収猶予の申請を希望する者は、このしおりを熟読のうえ、それぞれ所定の申請期限までに申請してください。申請期限を過ぎた場合は、申請書等を受理しません。
2. 入学料免除・入学料徴収猶予の申請を受理された者は、選考結果が通知されるまでは納付が猶予されますので、入学料を納付しないでください。選考結果が通知される前に入学料を納付した場合、申請を取消しますのでご注意下さい。
3. 入学料免除・入学料徴収猶予の申請後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付しなくてはなりません。
4. 関係書類を提出する際は、記入漏れがないか、提出書類が全て揃っているかを再確認して下さい。申請書類等に不備がある場合は受理しません。また、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除の許可を取り消します。
5. 申請書類受付後、提出された書類のみでは不十分と大学で判断した場合は、別途、証明書等を請求します。指定された期限までに請求された書類を提出しなかった場合、申請を辞退したものとみなします。
6. 提出する書類は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。やむをえず記載のある書類を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）部分を黒塗り等し、読み取りが出来ないようにしてください。
7. 提出書類は入学料免除・入学料徴収猶予業務に利用され、その他の目的には利用されません。

(目次)

I 入学料免除・入学料徴収猶予について	p. 2
II 提出方法・提出書類について	p. 2
III 記入要領	p. 6
IV よくある質問Q & A	p. 10

【入学料免除・入学料徴収猶予に係る申請書、証明書様式】

- 入学料免除・徴収猶予申請チェックシート(5-1, 5-2, 5-3, 5-4)
- 入学料免除申請書(別記様式第1)又は入学料徴収猶予申請書(別記様式第2)(家庭調査、収入状況を含む)
- 証明書の様式

(様式1) アルバイト等収入申立書	(様式11) 独立生計申立書
(様式2) 給与等支払(見込)証明書	(様式12) 私費外国人留学生経済生活状況報告書
(様式3) 無職・無収入申立書	(様式13) 貼付台紙
(様式4) 退職証明書	(様式14) 退職申立書
(様式5) 在学・授業料免除状況証明書	(様式15) 給与証明書
(様式6) 年金・恩給に関する申立書	(様式16) 家族人数に関する申立書
(様式7) 各種手当・給付金等に関する申立書	(様式17) 申立書
(様式8) 母子・父子世帯申立書	(様式18) 収支決算報告書
(様式9) 学資負担者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書	(様式19) 被害状況申立書
(様式10) 長期療養証明書	-

【入学料免除・入学料徴収猶予に関する照会先】

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 鹿屋体育大学学生課生活支援係
電話: 0994-46-4888(月~金曜日8:30~17:15) e-mail: gaku-s3@nifs-k.ac.jp

I 入学料免除・入学料徴収猶予について

次に掲げる申請資格に該当する場合は、それぞれ入学料免除又は入学料徴収猶予を申請することができます。提出された申請書等に基づき選考し、予算の範囲内で入学料の全額又は半額免除、あるいは入学料徴収猶予を決定いたします。入学料免除・入学料徴収猶予を希望する者は、このしおりを熟読のうえ、申請に必要な書類等を揃えて、申請期間内に提出して下さい。

1. 入学料免除申請資格

学部入学者 ※高等教育の修学支援新制度の申請資格を持たない方に限ります。

- (1) 入学前1年以内(※)に、本人の主たる家計支持者が死亡し、又は、本人若しくは本人の主たる家計支持者が風水害等の被害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) 前述(1)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

大学院入学者

- (1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内(※)に、本人の主たる家計支持者が死亡し、又は、本人若しくは本人の主たる家計支持者が風水害等の被害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 前述(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

※「入学前1年以内」とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とします。

2. 入学料徴収猶予申請資格

学部入学者・大学院入学者共通

- (1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 前述(1)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3. 入学料免除の額

免除の額は、納付すべき入学料の全額又は半額です。

4. 選考結果通知

- (1) 入学料免除・入学料徴収猶予の選考結果の通知は、5月下旬頃の予定です。
- (2) 免除申請者で、半額免除又は不許可となった場合、決定通知の日から14日以内に指定された入学料を納付してください（徴収猶予を同時申請し、許可された者を除く）。なお、半額免除又は不許可の決定通知の日から起算して14日以内に徴収猶予申請を行うことができます。
- (3) 徴収猶予が許可された場合（免除申請者で半額免除又は不許可となった者で、徴収猶予を同時に申請した者を含む。）は、**令和8年8月31日**までに納入していただきます。

5. 申請期限・受付場所

- (1) **申請期限** 選抜試験毎の入学手続き期間の最終日、17時15分まで。郵送の場合、**当日必着**
- (2) **受付場所・時間** 学生課生活支援係①窓口 (8:30~17:15)
【郵送先】〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地
鹿屋体育大学学生課生活支援係入学料免除・徴収猶予担当

II 提出方法・提出書類について

1. 提出方法

- (1) 入学料免除・徴収猶予申請チェックシート(5-1, 5-2, 5-3, 5-4)を事前にチェックし、必要資料を揃えて提出して下さい。
- (2) 提出書類のうち、証明書関係書類がA4判より小さい場合は様式13に貼付して提出して下さい。

2. 申請に必要な書類一覧

- (1) 申請は、P.3~P.6で該当するものすべてを提出して下さい。
- (2) 所得控除が可能な場合であっても、関係する証明書の提出がない場合は控除の対象となりません。

◆次の1～6は申請者全員が提出する書類

No.	必要書類	留意事項
1	入学料免除・徴収猶予申請チェックシート	事前にチェックし、必要な書類を揃えて提出してください。
2	入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書	申請書は、申請書・家庭調書・収入状況で1セットとなります。
3	アルバイト等収入申立書(様式1)	アルバイトをしている、していないに関わらず、全員提出してください。
4	世帯全員の「住民票謄本」(3ヶ月以内に発行されたもの)	<p>①居住者全員を「家庭調書」に記入すること。 ②申請者本人が別居し、既に住民票を移している場合、申請者本人の住民票は不要。(ただし、独立生計者、留学生は必要)。 住民票を移していない就学者で、実家と学校が近郊(同一県内)にあるが、自宅外通学をしている場合は、アパート等の契約書のコピーを提出して下さい。 ③住民票の記載と事実が異なる者がいる場合は、「家族人数に関する申立書」(様式16)を提出してください。添付書類として別居者の氏名と現住所を証明する書類(アパート契約書等)のコピーを添付して下さい。 ※例えば、兄弟姉妹等で別居独立しているが、諸事情により住民票を移していない場合は、実際の住所に関する証明書類が必要となります。 ④同じ住所で「世帯分離」している場合でも、同一生計と見なし住民票謄本が必要となります。ただし、2世帯住宅等で1階と2階で玄関が分かれており、水道光熱費が別請求である場合は、別生計とみなします。</p>
5	令和7年度(令和6年分)の所得課税証明書(市区町村発行の)(本人を含む世帯全員分)	<p>①申請者と生計を一にする者全員(申請者を含む)分を提出。 ※就学前の者、兄弟姉妹等の就学者であって、定職収入がない者は提出不要です。 ②収入がない場合でも必ず提出して下さい。例えば、専業主婦や高齢者等で収入がない場合は「所得0円」「課税台帳に記載なし」「非課税証明書」等の証明書が発行されます。 ③源泉徴収票、確定申告書等を提出する場合も、所得課税証明書は必ず提出してください。 ※令和7年1月1日現在、住民票がある役場で発行できます。令和7年1月2日以降に来日した私費外国人留学生については、所得課税証明書が発行されないため提出不要です。</p>
6	学業成績証明書	大学院新入生のみ在籍課程の成績証明書を提出(学部新入生および3年次編入生は提出不要)。大学に在籍しながら別の専門学校に籍を置いている場合は、大学の成績証明書を提出。
7	返信用封筒(長形3号、110円切手貼付)	選考結果通知用 通知先の住所、氏名(学部学生は必ず「父母等関係者」宛)を記名し、110円切手を貼付してください。封筒は、P.14を参考に記入して下さい。

◆本人に関する書類(申請者本人が該当する場合)

該当者	必要書類及び留意事項
給付型奨学生(返還義務のない奨学生)受給者 ※高等学校からの進学の場合は高校生として受給した分の証明は不要です。	<p>①採用通知書や奨学生証等、給付期間と金額、貸与・給付が記入されている書類(コピー)。 ※令和7年4月1日～令和8年3月31日に給付された額が対象となります。</p>
独立生計者 ※次のすべてに該当する者 ①所得税法上、父母等の扶養親族でない者 ②父母等と別居している者 ③本人(配偶者を含む)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者	<p>次のすべての書類を提出して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「独立生計申立書」(様式11) ②健康保険証コピー(有効期限内のもの。申請者が独自に加入していること。結婚している場合は世帯全員分必要) ③直近の家賃・光熱水費領収書(コピー)または通帳のコピー ※学生宿舎生は省略可 ④送金・預貯金で生計を維持している場合は、預貯金通帳のコピー ⑤奨学生受給者は採用通知書または奨学生証コピー ⑥手当・給付の受給がある場合は、「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7)

私費外国人留学生	次のすべての書類を提出して下さい。 ①「私費外国人留学生経済生活状況報告書」（様式12） ②本国の親族等からの送金額のわかる書類（通帳のコピー等） ③給付型奨学生受給者は採用通知書または奨学生証等（コピー） ④直近の家賃・光熱水費領収書（コピー）または通帳（コピー）
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆家族に関する書類（申請者本人及び家族に該当者がいる場合）

区分	該当者	必要書類及び留意事項
給与所得として区分されるもの	給与所得のある者 (パート・アルバイトを含む)	令和7年1月1日以前から勤務している者 令和7年分の源泉徴収票（コピー） ※複数の勤務先がある場合はすべて提出。 令和7年1月2日以降に転職・就職した者 「給与等支払（見込）証明書」（様式2）
	令和7年の年収（予想）が前年の10%以上の増減が確実に予想される場合	「給与等支払（見込）証明書」（様式2）
	年金・恩給受給者 ※遺族年金・障害年金・恩給等も含みます ※60歳以上の家族がいる場合は年金有無の確認が必要なため、必ず提出下さい。	「年金・恩給に関する申立書」（様式6） ※最新の年金支払（振込）通知書または年金改定通知書のコピー 複数の年金を受給している場合はすべて提出して下さい。 ※通帳のコピーは不可です。振込通知書を紛失した場合は、各管轄の年金事務所で再発行の上、コピーの提出をお願いします。
	手当・給付金受給者 ※児童手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・生活福祉資金・職業訓練受講給付金・市町村からの母子世帯への手当等、公的な手当・給付金を記載	「各種手当・給付金等に関する申立書」（様式7） ※手当内容と受給額のわかる書類のコピー ※一回のみの給付金は対象外とします。（子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金など）
	雇用保険（失業給付金）受給者	「無職・無収入申立書」（様式3） ※雇用保険受給資格者証（両面（表・裏）をコピー）
	傷病手当金受給者	「各種手当・給付金等に関する申立書」（様式7） ※傷病手当金支給決定通知書（コピー）
	生活保護費受給者	「各種手当・給付金等に関する申立書」（様式7） ※生活保護決定（変更）通知書（コピー）※前年分
	育児休業給付金受給者	「各種手当・給付金等に関する申立書」（様式7） ※育児休業給付金支給決定通知書（コピー）
	日本学術振興会特別研究員に採用されている者（本人及び配偶者）	採用決定通知書（コピー） 令和7年分源泉徴収票（コピー）
給与所得以外の所得として区分されるもの	【確定申告等を行う者】 ・農業収入のある者 ・商・工・林・水産業の収入のある者 ・その他の職業で所得のある者（内職等を含む） ・利子・配当、不動産、雑所得、株式譲渡、一時所得がある者 ・給与収入の他に、上記所得がある者	①受付印のある令和7年分確定申告書控えの第一表、第二表、第三表のコピー ※第三表は申告がなければ提出不要 ②受付印のある令和7年分青色申告決算書又は收支内訳書のコピー ③受付印のある令和7年度市町村・県民税申告書控の表・裏面のコピー ※上記のいずれかを提出して下さい。 ※電子申告のため確定申告書に受付印がない場合は、申告後に国税庁のサイトから送信される受信通知メールを印刷し、併せて提出して下さい。
	令和7年1月以降に転業・開業した者	「収支決算報告書」（様式18）
	親戚等からの援助（養育費を含む）のある者（返還義務のない援助金のみ）	「申立書」（様式17） ※「無職・無収入申立書」（様式3）及び「母子・父子世帯申立書」（様式8）の援助の欄で確認できる場合は不要。
	臨時所得がある者	退職金がある場合 「退職証明書」（様式4） ※退職した会社で発行できない場合は、「退職申立書」（様式14）
		保険金がある場合 「保険金支払証明書」（金額及び支払日がわかるもの）
		資産譲渡・山林所得がある場合 所得金額のわかる証明書（確定申告書をコピーし、金額や支払日が分かるもの）

学資負担者が死亡の場合 令和7年4月1日～令和8年3月31日	① 死亡したことが確認できる書類(戸籍抄本、死亡診断書等) ②保険金、退職金より支払った必要経費のわかるもの(葬儀等に要した領収書のコピー等)
無職・無収入の者	「無職・無収入申立書」(様式3) ※15才以上65歳以下の非就学者で就労可能な無職・無収入の者(ただし、障がい者、長期療養者は除く)
退職者(令和7年1月1日以降の者)	「退職証明書」(様式4)

◆特別控除に関する書類（申請者で該当する場合）

該当者	必要書類及び留意事項
高校生以上の就学者 (本人を除く)	「在学・授業料免除状況証明書」(様式5) ※申請者本人は不要です。 ※本学在学中の兄弟姉妹等も不要です。
	公立・私立大学、専修学校、高等専門学校、高等学校在学者 在学証明書
予備校生、防衛大学校生等 (就学者には該当しません)	在学証明書
母子・父子世帯 ※父母の籍が一緒に別居中の場合は対象外。 その場合は、申立書(様式17)にて状況を記載し提出すること。 (例：離婚調停中等)	①「母子・父子世帯申立書」(様式8) ②戸籍謄本 母子・父子世帯とは下記のいずれかを満たす者が対象となる。 ア 母又は父と18歳未満の子の世帯 イ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ウ 18歳未満の子の世帯 エ 祖父母と18歳未満の子の世帯 オ 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子の世帯 カ 配偶者のいない兄姉と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ※18歳以上の就学者(本人を含む)は18歳未満の子として扱います。 ※「経済力のない祖父母」とは、各々の前年の所得金額が50万円以下の祖父母が対象。
障がい者がいる世帯	身体障害者手帳、保健福祉手帳等のコピー 「年金・恩給に関する申立書」(様式6)→障害年金の有無に関わらず提出して下さい。 療育手帳又は特別児童扶養手当書のコピー 「各種手当・給付金等に関する申立書」(様式7)→手当の有無に関わらず提出して下さい。
原爆被害者(障がいがある者)がいる世帯	次の <u>いずれか1つ</u> を提出下さい。 ①被爆者健康手帳(コピー) ②健康管理手当受給証明書(コピー全面)
長期療養者がいる世帯 ※現在、6ヶ月以上通院・入院している者又は予定の者	①「長期療養証明書」(様式10) ※「長期療養証明書」(様式10)が取得できない場合は①診断書原本(病名・療養期間記載のもの)、②治療費(自己負担分)領収書のコピー(申請前1年分)を提出すること。領収書のコピーは、日付の古い順に並べて提出してください。 ※領収書は、診断書の傷病名に係るものが対象となります。
主たる学資負担者が転勤により単身赴任又は家族の介護のために別居している世帯	①「学資負担者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書」(様式9) ②家賃、光熱水費など必要経費領収書(申請前6ヶ月分) ※通帳で提出の場合は名義人、引落月日・金額の分かる部分のコピーを付すること

火災・風水害等の被害を受けた世帯 令和7年4月1日～令和8年3月31日	① 「被害状況申立書」（様式19） ②罹災証明書、被災証明書（被害内容が記載されたもの） ③保険、損害賠償等による補てんされた金額のわかる書類 ④雑損控除をしている場合は、確定申告書（コピー） ⑤修理費等の領収書（コピー）
----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

III 記入要領

入学料免除又は徴収猶予申請書（家庭調書、収入状況を含む）は、各記入例を参考に令和8年4月1日現在で記入して下さい。

1. 申請書

・入学料免除申請書（別記様式第1）、入学料徴収猶予申請書（別記様式第2）

- (1) 申請理由については、申請時現在の状況で、申請に至った理由、家庭調書で表現できない事情等を詳細に記入して下さい。
- (2) 入学に伴い申請者本人の住所または連絡先に変更があった際は、学生課生活支援係へ連絡して下さい。

申請者本人の携帯電話・メールアドレスは、申請書提出後、本学と必ず連絡が取れる電話番号・メールアドレスを記入して下さい。携帯電話のメールアドレスを記入する場合は、本学のドメインの一部「nifs-k.ac.jp」からのメールを受信できるよう予め設定して下さい。入学料免除・徴収猶予に関し、本学が申請者と連絡が取れることにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。

2. 家庭調書

「家庭調書」は、入学料免除・徴収猶予選考の大切な資料となりますので、次の注意事項をよく読み、申請時現在の状況をありのままに記入して下さい。※印は、該当するものを○で囲んで下さい。

(1) 「奨学金受給状況」欄

申請者の前年度（令和7年4月～令和8年3月）の給付型奨学金の受給状況（奨学金の名称及び月額）を記入して下さい。なお、高校生として受給した奨学金については記載不要です。

(2) 「就学者を除く家族」欄

①申請者と生計を一にする者全員を記入して下さい。

②別居かつ独立生計を営む、祖父母・兄弟姉妹等は、記入する必要はありません。

③学資負担者には、続柄に○印を付けて下さい。

④母子・父子世帯で死亡又は生別している父又は母については、氏名等の記入は不要です。

⑤「現在の職業」は、会社員、地方公務員、小学校教諭、食品卸売業など詳しく記入して下さい。

なお、専業主婦、パート、無職なども記入し、空欄にしないで下さい。また「現職の採用年月日」も必ず記入して下さい。

(3) 「就学者」欄

就学者全員の学校名、学年等を記入し、各項目の該当するものに○を付けて下さい。学年については、令和8年4月1日現在の学年を記入して下さい。

〈対象者〉

①就学者とは、小・中・高・高専・大学（大学院・専攻科・別科を含む。放送大学については全科履修生）・特別支援学校（旧：盲・聾・養護学校）・専修学校に在学する者です。ただし、幼稚園、各種学校、予備校・専修学校（一般課程）・防衛大学校等の学校や大学の研究生、聴講生、科目等履修生等は就学者に該当しませんので、「就学者を除く家族」欄に記入して下さい。なお、この場合も身分の確認等のため、当該校の在学証明書を提出して下さい。

②進学が未確定の場合は就学者欄に鉛筆で記入し、進学決定後、様式5「在学・授業料免除状況証明

書」または在学証明書を提出して下さい。

〈注意事項〉

- ・本人以外の就学者が専修学校に在学している場合は、正式な学校名を記入し、所在の都道府県名をかっこで囲み記入して下さい。
- ・本人以外の就学者が鹿屋体育大学に在学している場合は、学籍番号をかっこで囲み記入して下さい。なお、この場合、様式5「在学・授業料免除状況証明書」の提出は不要です。

(4) 「特別控除関係」欄

該当する場合のみ記入して下さい。千円未満切捨て。

①母子世帯・父子世帯

該当する項目を○で囲み、死亡・生別の年月を記入して下さい。

②障がい者のいる世帯

家族(本人を含む)に該当者がいる場合は、この欄に続柄を記入し、該当する項目を○で囲んで障がいの程度(等級など)を記入して下さい。

③長期療養者のいる世帯

家族(本人を含む)に、申請時現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められた者がいる場合は、この欄に続柄を記入して下さい。申請時現在で療養が終わっているものは対象外です。

④火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

日常生活を営むために必要な資材(住宅、衣類、家具等)や生活費を得るために基本的な生産手段(田畠、店舗等)の被害について、その年月日及び被害内容、被害額(年額)を記入して下さい。

ただし、保険、損害賠償等によって補填された金額は除きます。

⑤学資負担者が別居(転勤、家族の介護等)している世帯

学資負担者が転勤、家族の介護等を理由に別居している場合は、特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品の1ヶ月平均月額を記入して下さい。ただし、別居している家族への扶養送金は控除の対象となりません。

⑥学資負担者が無職・失職の場合

学資負担者が無職・失職の場合は、その年月、生活費の出所、就業見込みを記入して下さい。

3. 収入状況

- (1) 原則として前年(令和7年)の1月から12月までの1年間の収入金額を基にして記入して下さい(臨時所得は原則として申請前1年以内)。なお、前年又は本年の途中で就職した場合は、様式2「給与等支払(見込)証明書」で証明された金額を基に、転職(開業・転業)の場合は、様式18「収支決算報告書」に記載した金額を基に、年間所得見込額を記入して下さい。私費外国人留学生はこの収入状況欄には記入せず、様式12「私費外国人留学生経済生活状況報告書」に記入して下さい。
- (2) 収入金額及び所得金額は千円未満の端数を切捨てて下さい。同一区分で2種類以上の収入がある場合は、合算したあと千円未満の端数を切り捨てて記入して下さい。
- (3) 申請時現在で失職している場合、失職前の職業による収入は記入しないで下さい。

「給与収入」欄

給与収入には、給与・賃金、賞与、役員報酬、専従者給与、パート収入、年金、恩給、失業給付金、生活保護費、児童手当等が含まれます。

- (1) 給与・賃金(賞与、パート収入を含む)、役員報酬、専従者給与
前年の源泉徴収票の支払金額又は市区町村長発行の所得証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の収入金額等を記入して下さい。前年又は本年の途中で就職又は転職した者については、様式2「給与等支払(見込)証明書」で証明された金額を基に、年間所得見込額を記入して下さい。
- (2) 年金・恩給
最新の年金振込通知書・年金改定通知書等の年金額から1年間の受給額を記入して下さい。
- (3) 失業給付金

申請時現在で受給している場合のみ、その受給金額(見込額)を算出(「基本手当日額」等、受給している全ての手当等に各々の「所定給付日数」を乗じる)し、記入して下さい。

(4) 生活保護費

申請時現在で受給している場合のみ、令和7年中に受けた受給総額を記入して下さい。令和6年の途中から受給した場合は、受給額から1年間の受給見込額を算出し、記入して下さい。

(様式例：給与所得の源泉徴収票)

令和7年分 給与所得の源泉徴収票				
支 払 を受け る 者	住 所			氏 名
種 別	支払金額	給与所得控 除後の金額		
	円	円		

「給与収入」欄には次の該当する金額を記入

- ・市区町村発行の所得(課税)証明書の「給与収入」の金額
- ・市区町村発行の所得(課税)証明書の給与所得の「()円」の
・金額
- ・勤務先発行の源泉徴収票の「支払金額」(様式例)の金額

この金額を「給与収入」欄に記入する



「給与収入以外の所得」の欄

商業、工業、農林業、水産業、その他の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交官、理美容業、旅館、クリーニング業等)、その他の雑所得(家賃、地代、利子・配当、内職、親戚等からの援助、個人年金等)、臨時所得(退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等)による所得が含まれます。

(1) 商業、工業、農林業、水産業、その他の職業

令和7年分の確定申告等の所得金額又は市区町村長発行の所得証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の所得金額を記入して下さい。令和7年又は令和8年の途中で開業又は転業した者については、「収支決算報告書(様式18)」に記載した金額を記入して下さい。また、大工・左官等の職業のうち、建設会社に勤務し、一定の給与を受けている場合は「給与収入」欄に記入して下さい。

(2) 家賃、地代、利子・配当

令和7年分の確定申告等の所得金額又は市区町村長発行の所得証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の所得金額を記入して下さい。

(3) 内職、親戚等からの援助、個人年金

前年(令和7年)1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を所得金額として記入して下さい。確定申告を行っている場合は、令和7年分の確定申告者等の所得金額又は市区町村長発行の所得証明書(前年の所得が証明されている場合のみ)の所得金額を記入して下さい。源泉徴収票が発行されている場合は、「給与収入」欄に記入して下さい。上記に当てはまらない場合は学生課生活支援係まで相談して下さい。

(4) 臨時所得(退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等)

概ね申請前1年以内の収入金額から公租公課等を控除した金額を記入して下さい。

(様式例: 所得税確定申告書B)

税務署長		令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税		申告書B	
令和〇〇年〇〇月〇〇日				F A O 1 2 5	
住所		個人番号			
〒 123 東京都 豊島区 池袋本町 1-1-1		フリガナ			
		氏名			
		性別	職業	誕生日・略号	世帯主の氏名
		男(空)			世帯主との関係
		生年 月日			
				電気・動燃料・携帯 番号	—
		(単位は円)	種類	貢助	扶助
事業 農業		等	⑦	扶助金額	扶助金額
事業 農業		等	⑧	課税される所得金額	○○○
				(第一項)又は第三項 上の項に対する税額	
				又は第三項の額	
所得 金額					
事業 農業		等	①	所得の種類	
事業 農業		等	②	所得の種類	
不動産		等	③	所得の種類	
利息		等	④	所得の種類	
配当		等	⑤	所得の種類	
給与		等	⑥	所得の種類	
その他		等	⑦	所得の種類	
				計算	
事業 農業		等	①	所得の種類	総額
事業 農業		等	②	外溢税額	総額
不動産		等	③	源泉徴収税額	総額
利息		等	④	中古納税額	総額
配当		等	⑤	定期納税額	総額
給与		等	⑥	第1種給与	総額
				第2種給与	総額
				第3種給与	総額
				第4種給与	○○○
				第5種給与	
				第6種給与	
				第7種給与	
				(第一項)	
				扶助金額	

「給与収入以外の所得」欄には次の該当する金額を記入

- ・市区町村発行の所得(課税)証明書の給与以外の「所得」の金額
 - ・税務署に提出した確定申告署控の「所得金額」(様式例)の金額

IV よくある質問Q & A

◆申請に関すること

Q1：入学料免除・入学料徴収猶予の書類提出期限を延長してもらうことは可能ですか。

A1：期限を守って書類を提出している他の申請者との公平性も踏まえて、特定の方だけ期限を超えて申請を認めることはできません。必ず書類提出期限までに申請して下さい。

Q2：必要書類が揃っていないのですが、受付できますか。

A2：原則、期限までに全ての必要書類が揃っていない場合、受付はできませんが、受付時に判明した不足書類が2点以下（入学前である兄弟姉妹の在学証明書等、期限までに入手困難な書類がある場合は除く）の場合は、「入学料免除・入学料徴収猶予不足書類連絡票」を発行し、申請を受け付けます。該当書類のみ、追加書類として提出期限を設定いたしますが、指定した期限までに提出がない場合は、書類不備で不許可となりますのでご注意下さい。

◆所得に関すること

Q3：所得課税証明書の発行を市区町村へお願いしたところ、何年（度）の証明が必要であるか聞かれました。どのように答えたらよいですか。

A3：「年」と「年度」では内容が異なります。令和8年度入学料免除・入学料徴収猶予申請では、「令和6年1月～12月」の所得のわかる証明書が必要となります。市区町村担当者にその旨伝えて発行をお願いしてください。

Q4：兄は前年所得がなかったのですが、所得課税証明書は必要ですか。

A4：必要です。所得が無いことの証明になりますので、提出して下さい。

Q5：弟は前年所得が少なく、申告していなかった為、所得課税証明書が発行できませんでした。必要ですか。

A5：必要です。市区町村役場で所得の申告をした上で、所得課税証明書の発行を受けて下さい。

Q6：母が専業主婦で所得が無く、役所で所得課税証明書が発行できませんでした。提出は必要ないですか。

A6：市区町村役場の窓口で「非課税証明書」を発行してもらい、大学へ提出して下さい。

Q7：源泉徴収票や確定申告書を提出したので、所得課税証明書は提出しなくてよいですか。また、所得課税証明書を提出した場合は、源泉徴収票等を提出しなくてよいですか。

A7：所得課税証明書および源泉徴収票等の所得に関する書類は、収入の内容が年度で異なる為、両方とも提出が必要です。両方を確認することで、申告されたもの以外に収入がない等を審査しています。

Q8：確定申告書のコピーを提出するのですが、受付印が押印されていません。受付印がなくても大丈夫ですか。

A8：確定申告書・市町村県民税申告書は受付印が押印されているもののコピーを提出する事になっています。
税の申告受付前の申告書のコピーの提出は不可ですが、受付後に受付印の押印漏れの場合は、申告書右下に、「提出した原本と相違ありません。」と記載し、署名、捺印の上、提出して下さい。

Q9：母が2カ所でパートをしていますが、一方は勤続5年目、もう一方は勤続3ヶ月目です。収入についての証明はどのような書類が必要ですか。

A9：申請書には、職業の欄に2カ所で働いている事を記載し、それぞれの採用年月日も記入して下さい。提出書類については、勤続5年目の勤務先では令和7年分源泉徴収票のコピー、勤続3ヶ月目の勤務先では現在の収入を「給与等支払(見込)証明書(様式2)」で勤務先に証明していただいて下さい。

なお、勤続3ヶ月目の勤務先の前に、他の勤務先で勤めており、退職した場合（令和7年1月1日以降）は、「退職証明書(様式4)」がパート勤務であっても必要となります。

Q10：父は今年（令和8年1月）より、自営業を始めました。昨年の収入はありませんので確定申告はしていません。現在は自営業ですが、収入の証明はどのように提出したらよいですか。

A10：令和8年1月～3月までの収入について、「収支決算報告書」(様式18)に記入していただき、提出して下さい。

Q11：昨年父が畠を売却しました。どのような書類が必要ですか。

A11：このような所得は臨時所得となりますので、いつ畠を売って収入を得たのかの確認が必要です。売却した年月日と収入金額、税額の確認できる書類のコピーを提出して下さい。

◆年金に関すること

Q12：父が年金を受給しているのですが、年金振込通知書を紛失してしまいました。源泉徴収票のコピーでも可能ですか。

A12：年金を受給されている日本年金機構や、各種年金窓口にて年金振込通知書の再発行を依頼して下さい。事情により再発行できない場合は、学生課窓口へ相談して下さい。また、年金の額が改定されている場合は、年金額改定通知書のコピーも提出して下さい。

Q13：父が日本年金機構ではなく、企業年金と保険会社で契約している年金を受給しているのですが、この場合も年金振込通知書のコピーを提出するのみでよいですか。

A13：本来「個人年金」の場合は、給与以外の所得として計上しますが、源泉徴収票が発行されている場合は「公的年金」と同等の扱いとなり、給与収入として計上します。振込通知書のコピーと源泉徴収票のコピーを併せて提出して下さい。

◆手当に関すること

Q14：現在母子家庭の為、児童扶養手当を受給しています。妹が2月に18歳となった為、4月から受給人数が3人から2人になりました。入学料免除・入学料徴収猶予申請で特に必要となる書類があれば教えて下さい。

A14：手当支給対象人数が変更された証書が届いているのであれば、そちらを提出して下さい。まだ届いていない場合は、変更後の児童扶養手当が振り込まれた通帳のコピー（通帳名義人の分かる部分、手当の振込日及び振込金額を確認できること）を提出して下さい（児童扶養手当以外の項目・金額を黒く塗りつぶす）。振込が遅くなる場合等、期日までに変更後の金額を確認できない場合は学生課に相談して下さい。

Q15：現在姉が、雇用保険（失業給付金）を受給していますが、令和8年2月で受給が終了します。何か書類を提出する必要がありますか。

A15：受給の終了を確認するため「雇用保険受給者証」の両面のコピーを提出して下さい。その後、姉が就職した場合は「給与等支払（見込）証明書」（様式2）を提出して下さい。

Q16：現在、生活保護費を受給しています。月額の変更があったので、先月と今月で受給月額に差があります。どちらを提出したらよいですか。

A16：生活保護費は毎月変動があるので、月の受給平均額を確認します。基準日前年1年分（受給期間が1年未満なら受給期間分）の生活保護変更決定通知書（月額記載のもの）のコピーを提出して下さい。

◆在学証明書に関するこ

Q17：兄弟が今年4月から大学院へ進学予定です。申請時では、まだ合否が決まっていないのですが、記入、証明書の提出はどうしたらよいですか。

A17：4月入学予定の場合、申請書の兄弟の学校名記入のところに「大学院進学予定」と鉛筆書きで記入し、入学後、在学証明書を提出して下さい（提出期限：令和8年4月15日）。

Q18：高校生以上の就学者の在学証明書は学生証のコピーでよいですか。

A18：学生証のコピーでは受付できません。大学が指定する在学証明書で発行願います。

Q19：現在大学に在学している兄が、4月より休学します。在学証明書は必要ですか。

A19：令和8年4月1日現在の内容を記載して頂くので、兄が休学予定ならば、在学証明書は必要ありません。
就学者を除く家族の欄に名前を記載し、職業の欄に、「大学休学中」と記入して下さい。提出書類として、所得課税証明書と無職であれば「無職・無収入申立書」（様式3）、アルバイト等仕事をしていれば「給与等支払（見込）証明書」（様式2）を提出して下さい。

Q20：兄が通信教育又は夜間主学生で、大学に在籍しています。昼は正社員として仕事もしています。申請書にはどのように記載したらいいですか？ 提出書類はどのようなものが必要ですか。

A20：申請書には、「就学者を除く家族」と「就学者」の欄の両方にあなたの兄の名前を記載し、兄が通信教育(又は夜間)で大学に在籍し、正社員で仕事をしていることを申請理由にも記載して下さい。

提出書類は、兄の「在学・授業料免除状況証明書」(様式5)または学校所定の在学証明書と、所得課税証明書(令和7年1月以降に仕事を始めた場合は、「給与等支払(見込)証明書(様式2)」)となります。なお、本回答はあなたの兄が「生計を一とするもの」であることを前提としています。生計が別の場合は兄について申請書類に記載する必要はなく添付書類も不要です。

Q21：姉が学校教育法に定めのない学校(防衛大学校、職業能力開発大学校、農業大学校など)に通っています。書類への記載方法及び添付書類はどのようになりますか。

A21：申請書には、「就学者を除く家族」欄にあなたの姉の名前を記載し、姉が当該学校に在籍していることを「申請理由」にも記載して下さい。添付書類は、姉の所得証明書、学校所定の在学証明書となります。

Q22：兄が現在、アメリカに留学しています。在学の証明にはどのような書類が必要ですか。

A22：在学証明の内容については、氏名、年次、学校名が確認できる証明書を提出して下さい。また、国立(州立)・公立・私立の区分を確認し、記載して下さい。必ず、日本語訳を添付して下さい。

Q23：兄弟が、同じ鹿屋体育大学に在学しています。在学証明書は必要ですか。

A23：同じ鹿屋体育大学であれば、在学証明書は不要です。申請書に大学名を記載し、学部、学籍番号を記載してください。

Q24：兄弟で鹿屋体育大学に在学しています。2人とも入学料免除(又は入学料微収猶予)を申請していますが、共通する書類の場合には、コピーでの提出は可能でしょうか。

A24：各個人毎に選考を行う関係上、どちらも原本を提出してください。

Q25：弟は今年3月高校を卒業し、4月から浪人して大学受験の為予備校に通うことになります。職業は無職ですか。

A25：令和8年4月1日現在で確認になりますので、職業は無職または予備校生となり、「就学者を除く家族欄」に名前を記載してください。所得課税証明書と「無職・無収入申立書」または予備校での在学証明書を提出してください。

◆学資負担者に関すること

Q26：父の会社が倒産してしまい、退職証明書の発行ができません。どのようにしたらよいですか。

A26：父親に退職の内容を「退職申立書」(様式14)に記入していただいて下さい。退職金があれば、退職金が振り込まれた通帳のコピー(通帳名義人、退職金の振込日及び振込金額が分かる部分)を提出して下さい(退職金以外の項目・金額を黒く塗りつぶす)。通帳名義人が父親と異なる場合は、父親に支払われたことの確認できる書類を添付して下さい。

Q27：父が令和8年1月に解雇宣告され、令和8年3月末で退職する事になりました。どのような書類が必要ですか。

A27：退職と同時に「退職証明書(様式4)」を発行してもらえるように、会社に依頼して下さい。また、雇用保険を受給されるなら、雇用保険受給者証の両面をコピーして提出して下さい。

Q28：現在、父が単身赴任をしていますが、家賃・電気・ガス・水道等の領収書を紛失してしまい、領収書のコピーを提出できません。口座から引き落としなので、通帳のコピーでも構いませんか。

A28：家賃・電気・ガス・水道等の支払日と金額のわかる通帳のコピーを提出して下さい(何についての支払か記載すること。また家賃・電気・ガス・水道等以外の項目・金額は黒く塗りつぶす)。家賃については契約書等のコピー(家賃月額記載)でも構いません。

Q29：学資負担者が亡くなりました。どのような書類が必要ですか。

A29：入学前1年内に学資負担者が死亡した場合は、次の書類が必要です。

①死亡の確認できる書類(戸籍抄本・死亡診断書)

②保険金の支払計算書

③死亡退職金があれば、支払日及び金額の分かる書類または通帳のコピー(通帳名義人、退職金の振込日及び振込金額がわかる部分)。通帳名義人が亡くなった本人と異なる場合は亡くなった本人に支払われたことの確認できる書類を添付すること。

④保険金または退職金より支払った必要経費の領収書等(コピー)

⑤必要経費を確認できる書類（コピー）（病院の費用・葬儀代等。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間にかかった費用を確認します。）

Q30：実家のさとうきび畑が台風の為、被害にあいました。どのような書類が必要ですか。

A30：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に災害にあった場合は、次の書類が必要です。

- ①被災証明書（被害内容が記載されたもの）・・・消防署又は市区町村役場で発行のもの
- ②損害保険支払証明書
- ③「被害状況申立書」（様式19）

◆長期療養費、介護保険に関すること

Q31：祖父が昨年9月から入院しています。申請書では、令和7年9月から令和8年3月末までの領収書のコピーを提出することになっていますが、申請受付時は3月分を提出できません。あとから提出することは可能でしょうか。

A31：申請受付時には、「長期療養証明書」（様式10）で令和7年9月～申請時までの証明を受け、申請時以降分については、指定された日までに領収書を追加提出して下さい。それも難しい場合は学生課窓口で相談して下さい。

Q32：6ヶ月前に、一緒に生活していた祖母が骨折の為入院し、無事退院したのですが、家での介護が困難な為、3ヶ月前から、老人施設に入ることになりました。住んでいる場所は違いますが、そのまま同じ家族世帯とみてよろしいでしょうか？ その場合はどのような書類が必要ですか。

A32：祖母は、そのまま同一生計の家族として世帯に含めて申請書に記入して下さい。また、祖母が長期療養中である場合は、Q31と同様に長期療養者控除の対象となるため、領収書等（基準日前の直近1年分）も提出して下さい。なお、本回答は、祖母が施設入所後も「生計を一とするもの」であることを前提としています。生計が別の場合は祖母について申請書類に記載する必要はなく、添付書類も不要です。

◆独立生計に関するこ

Q33：提出書類の様式11「独立生計申立書」の収入の欄に「貯金」とありますが、これは現在の預貯金残高を記入するのですか。

A33：貯金の金額は、現在の貯金残高から取り崩し、生活費として1ヶ月分使用する金額を記載して下さい。

Q34：両親からの仕送りが一切なく、アルバイト収入と奨学金だけで生活しています。独立生計者として申請できますか。

A34：両親からの仕送りがないだけでは独立生計者とは認められません。独立生計者の要件（P.3参照）を全て満たしている必要があります。

◆留学生に関するこ

Q35：令和8年3月に日本に、来日しました。市区町村で所得証明書は発行できますか。

A35：令和7年1月1日現在、日本に住民票がない場合は、発行できません。その旨、「申立書」（様式17）に記載し、提出して下さい。

Q36：令和7年2月に鹿児島に来ました。令和7年1月1日には、住民票は日本の福岡県にありました。鹿屋の市区町村で所得証明書は発行できますか。

A36：現在住所のある市区町村では発行できません。

令和7年1月1日現在、住民票がある市町村で発行できます。当該市区町村から取り寄せて提出して下さい。

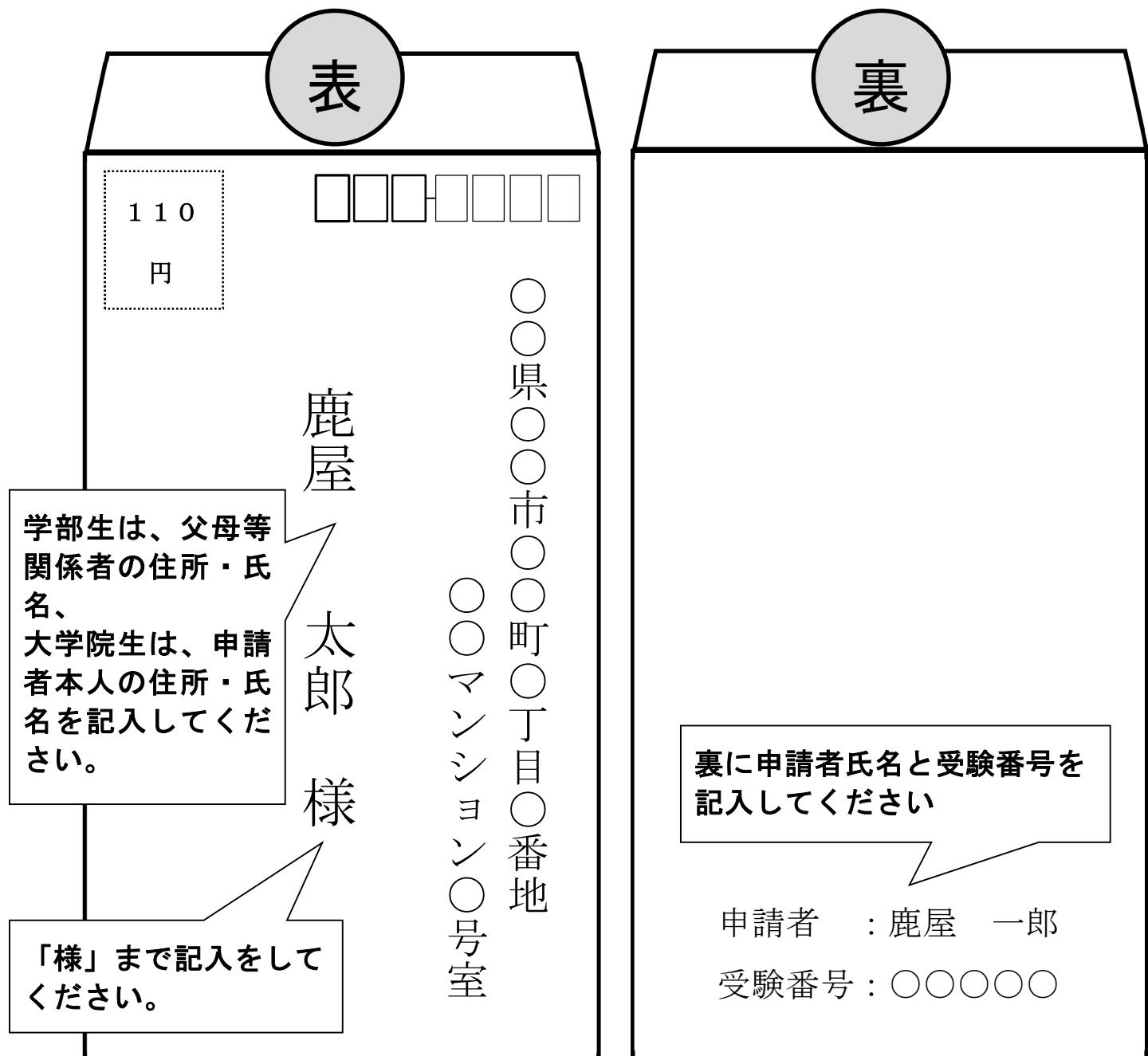
Q37：提出書類の様式12「私費外国人留学生経済生活状況報告書」の収入の欄に「貯金」とありますが、これは現在の預貯金残高を記入するのですか。

A37：貯金の金額は、現在の貯金残高から取り崩し、生活費として1ヶ月分使用する金額を記載して下さい。

◆その他

Q38：免除の結果はいつ発表になりますか。また、免除結果の通知は郵送されますか。

入学料免除・徴収猶予用通知封筒の書き方



・封筒のサイズは「長形3号」です。